

※この声明は、当協会「第37回総会」(2014.06.01)において特別決議されました。

2014年6月1日

## 自動車運転死傷処罰法および改正道路交通法の施行に関する声明

公益社団法人 日本てんかん協会  
会長 鶴井 啓司

本年5月20日に自動車運転死傷処罰法(以下、刑事新法とする)が施行され、本日改正道路交通法の一定の病気に係る運転者対策(以下、改正道交法とする)が施行されました。

両法の改正の背景として、病気のある人の自己申告率が低かったのは事実です。しかし、不申告者の9割以上は運転適性がありながらさまざまな理由で申告していなかった人たちで、運転に不適切な人は1割にも満たないと推計されるため、私たちは罰則強化の前に法の周知をすべきと提言してきました。ところが、実態調査は実施なされず、不申告者に対する罰則が定められました。多くの患者はこの事態に失望と不安を抱き、社会の偏見の助長を怖れています。

物損事故を含めた事故歴の管理に関して警察庁は、徹底したデータベースの構築を始めました。報道によれば栃木県警は、5年間に2回以上物損事故を起こした人7万5千人の中から、病気を理由に運転適性のない人5人を特定し、行政処分を下しました。一方、ITARDA(公益財団法人交通事故総合分析センター)によれば、過去3年間に2回以上事故を起こした人のうち、16.7%の人がその後3年間に事故を起こしています。直接の比較はできませんが、少なくとも数万人の事故を繰り返す可能性の高い人を別にして、病気の5人を特定するだけで交通事故は減るのでしょうか?

対象となる病気の関係医学会は、“特定の病気の事故率が高いという科学的根拠はない”と病名の列記に連名で反対をしましたが、刑事新法と改正道交法はそれぞれの施行令で特定の病名を法の対象として挙げました。法令に病名が記載されるのは、本年1月にわが国も批准した国連の「障害者の権利に関する条約」が、是正を勧告した差別に当たります。

医学的、科学的な真摯な議論を欠いたまま成立に至った両法は、特定の病気は過剰に危険だという誤った認識を社会に植え付け、理不尽な差別が一層助長されました。

てんかんであるが故に、

- ・ある夏突然、プールの授業に参加させてもらえなかった小学生の君
- ・ニュースの後、理科の実験に参加させてもらえなかった中学生のあなた
- ・治癒していたのに、高校生活最後の合宿に参加させてもらえなかった君
- ・卒業はさせるが国家試験は受験するなといわれた専門学生のあなた
- ・発作がおこると通学バスの運行が遅れるからと、乗車拒否された特別支援学校のあなた

うつむかないでください。勇気をもって、先生にてんかんの本を渡し、読んでもらってください。てんかんを正しく理解してもらおう行動こそが問題を解くカギです。

- ・発作が止まっているのに突然自動車通勤を禁じられ、自転車で通勤しているあなた
- ・就職の面接で、理由も示されず持病の有無を聞かれたあなた
- ・運転ができないなら会社に居場所はないといわれ、退職せざるを得なかったあなた

落胆し肩を落とされたり、怒りに肩を震わせたりされたことでしょうか。理不尽なことには立ち向かう勇気を持ってください。一人で決めないで相談してください。周りにはきっと皆さんの相談に乗ってくれる人がいるはずです。そして、皆さんを守ってくれる制度やしくみが見つかるはずです。

病気になったことに何のともめがあるのでしょうか？ 法律は差別を禁じ平等な社会を築くためにこそあるべきで、差別を助長することがあってはなりません。

全国のてんかんのある人とその家族の皆さん、そしてこの人たちを支えてくださっている多くの皆さん。私たちは、ここに改めててんかんのある人の尊厳を確認します。そして、協会は、このような事態が二度と起こらないよう、てんかんに関する社会啓発に一層取り組んで参ります。

本法施行後、てんかんのある人の教育、労働の機会がさらに不当に奪われることがないように関係機関の皆さんにお願いするとともに、運転免許を持たず移動に支障をきたす人に対する社会的支援体制の充実を、以下のとおり訴えます。

#### 記

1. 精神保健福祉手帳所持者に対する交通運賃の減額制度の創設
2. 先端技術を駆使した安全な自動車と交通システムの開発
3. 運転適性を欠いた人に対する相談機関の設置
4. 障害者差別解消法における合理的配慮義務適用範囲の拡大
5. てんかんに関する社会啓発と学校教育の充実
6. 危険運転致死傷罪の適用と医師報告制度の対象に関する研究

以 上